

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答
1	特定技能制度	試験	試験の実施状況を取りまとめて周知する計画はあるか 現在各団体バラバラで、申込み受付がすぐ終了してしまうため	試験に関する情報については、以下の法務省HPに関係省庁・団体のHPのリンクを貼っていますので、御活用願います。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html
2	特定技能制度	今後の取扱い	受け入れ企業リストを公表する予定はないか。	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。
3	入管手続	申請	留学生が特定技能へ変更申請する場合のスケジュール（いつから受付、どのくらいの期間かかるか）	東京出入国在留管理局では、2020年3月卒業の留学生からの「特定技能」への在留資格変更許可申請について、2019年12月から受け付けています。 必要書類が揃った状態で申請された場合、東京出入国在留管理局では、審査に必要な期間は1～2か月程度ですが、不足書類があった場合等にはさらに審査に時間を要する可能性がありますので、必要書類を揃えた上で早めに申請いただくよう御協力をお願いします。
4	特定技能制度	その他	試験合格者数とビザ取得者の数が乖離している理由	卒業は来年3月である、まだ就職先が決定していない等の理由により、未だ在留資格変更許可申請を行っていない場合もあると思いますが、詳細な理由は把握していません。 また、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務で就職を目指しているが、不許可だった場合に備えて特定技能に係る技能試験も受験したという話を聞いたことがあります、真偽のほどは分かりません。
5	入管手続	留学関係	特定技能での就労を目指して卒業までに内定が得られなかった場合、卒業してから特定活動による就職活動は認められるか	継続就職活動の要件（大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合）には、大学等を卒業後も就職活動のために1年間の滞在が認められます。 留学生の継続就職活動については、東京出入国在留管理局では留学審査部門が審査担当となります。 大学等を卒業した留学生の継続就職活動のための滞在については、以下の法務省HPも御参照ください。 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答
6	特定技能制度	他の在留資格との違い	「技人国」と「特定技能」での職務内容の違いは？特に介護など	<p>「技術・人文知識・国際業務」は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動が該当します。大学等において修得した介護学等の知識を生かして、介護サービスの利用相談等の業務に従事する場合に、「技術・人文知識・国際業務」が認められる例がありますが、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務を行うことは「技術・人文知識・国際業務」に該当しません。</p> <p>在留資格「介護」は、介護福祉士の資格を有する方が、本邦の病院、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務全般を行う活動が該当し、ケアプランの作成等も含まれます。また介護福祉士の資格を有する方がケアマネージャーとしての業務に従事する場合も、在留資格「介護」に該当します。</p> <p>在留資格「特定技能」は、技能要件、日本語要件を満たす方が、特定産業分野において所定の業務に従事する活動が該当します。「特定技能」の介護分野は、介護福祉士の資格がなくても、以下の要件を満たせば認められます。</p> <p>(試験ルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技能評価試験に合格 ・介護日本語評価試験に合格 ・日本語能力試験N 4以上に合格 <p>(養成施設ルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成施設を卒業 <p>(EPAルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EPA介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果が合格基準点の5割以上の得点であること及び全ての試験科目で得点があること <p>(技能実習ルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習2号（介護）を良好に修了（介護技能実習評価試験（専門級）に合格） <p>東京出入国在留管理局では、「技術・人文知識・国際業務」は就労審査第一部門、「介護」は就労審査第二部門、「特定技能」は就労審査第三部門が審査担当となります。</p> <p>在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更については、以下の法務省HPも御参照ください。</p> <p>http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html</p>
7	特定技能制度	今後の取扱い	「特定技能」の分野が広がる可能性。現在検討されているか	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合せておりません。

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答
8	特定技能制度	年齢	年齢制限はあるか	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の項の下欄に、18歳以上であることという規定がありますが、年齢の上限規定はありません。
9	特定技能制度	今後の取扱い	企業の採用実績や見込みを公表する予定はあるか	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。
10	特定技能制度	今後の取扱い	技人国のように受け入れる企業の規模などによって提出書類が代わることもあるか（現在はそのようになっていないようである）	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。
11	特定技能制度	登録支援機関	企業が登録支援機関に支払う手数料の目安	申請された案件を見る限りにおいて、1人当たり月額1万円未満から4万円程度までの幅が多く、おおむね2万円程度が平均的な金額となっています。もちろん、この支援委託費用の金額は、対象となる外国人や、実施する支援の内容に応じて異なり得るものです。